

資料4

東郷元帥記念公園の 改修について

第4回協議会
平成28年3月15日

～全体のゾーニングと動線～

1) 東郷元帥記念公園の役割・位置づけ

○地域の公園として、地域住民のレクリエーションの場

○地域の貴重なオープンスペースとして、まちづくりにも寄与

○千代田区民全体の財産

.....公園の成り立ちに関わる文化的価値、80年の歴史と豊かな緑

2) 東郷元帥記念公園の改修方針(本日の議論)

本日の議論黒字は協議会の意見 青字は、補足事項

		視点・視点	提案事項
ゾーン	公園全体	・震災復興事業としての上六公園や、東郷邸などの歴史性 ・多様な世代の利用者(子供の増加、高齢者・勤労者の利用) ・豊かに育った緑は、今のイメージを崩さないで欲しい。	・現在の地割りや地形を継承 ・子供から大人まで楽しめる公園づくり (遊び場の継承、快適な休憩空間・散策路づくりなど) ・やむを得ないものを除き、保存に努め、美しい景観づくりを
	上段の広場	・幼児と児童は動きのスピードが違うので、遊具広場は、乳幼児ゾーンと児童ゾーンに棲み分けされている方が安心。	・遊具広場の機能を継承。 ※乳幼児ゾーンと児童ゾーンに
	中段の広場	・保育園では、遊具広場がいっぱいの時、この広場で、かけっこ・鬼ごっこをしている。また、春にはお花見の場。 ・ちまちました公園より、広々とした方が使い勝手が良い。	・お花見、遊び場など多目的な広場に ※植栽島などを取り除き、広々としたつくり。
	下段の広場	・広場は、ラジオ体操、催し物、ボール遊びのために、広い方が 良い。 ・周辺道路からの見通しが良くない。 ・学校との関係…大階段下に、学校開放入口の開口が必要。	・学校と一体の広場利用 ・プール跡地を利用し、余裕ある大きさの広場に。 ・外周からの見通しを確保 ・学校との関係…開口を追加。学校催事に配慮した設え。
	斜面	・土の斜面は、立入りできないつくりではなく、これまで通りに。	・地形はこれまで通りに。 ・但し、急斜面で石積がある部分は、立ち入り制限が必要。 ※バリアフリー動線の「望ましい基準」では、斜面にスロープが必要だが、最低限の基準なら、別ルートでも可能(※1)
動線	入口	・入口がせせこましい。 ・東郷坂下の交差点は、見通しも悪く、公園入口がない。	・利用者がアクセスしやすい公園角に、ゆとりある入口広場を。
	園路	・バギーを押して歩けるスロープは残してほしい。 ・園路・階段が、急で狭い。 現在の法令・基準(※1)に適合していない。 ・公園を散策する主園路がない。(雨天や雨上がりに歩きにくい)	・園路・階段の幅を広げ、勾配も緩やかに。 (バリアフリーの最低限の基準以上を確保) ・散策用の主園路を。
	東郷坂・ 番町学園通り	・現在の歩道は狭く、飽和状態にある。 ・公園の広場利用と、通学・通勤などの動線が交錯しないように	・歩道のつくり方は、2つの方向性が(別資料)

制約条件(※1) 東京都福祉のまちづくり条例の基準……誰でもが、街を快適に利用できるよう、園路・階段などの勾配・巾などを定めた基準
望ましい基準(基本)と、やむを得ない場合の基準(最低基準)がある。

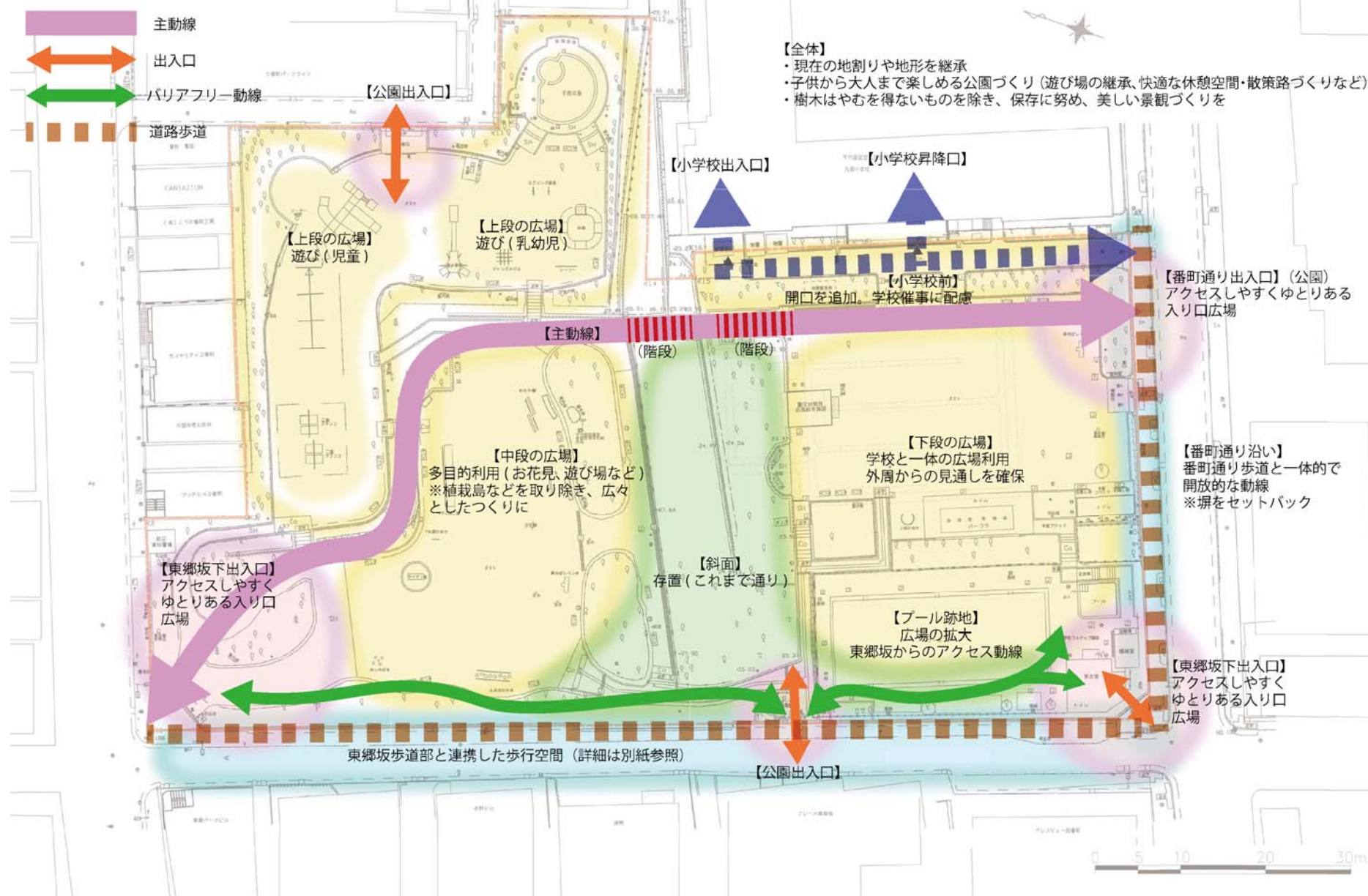
2) 東郷元帥記念公園の改修方針(今後の議論)

■今後の議論

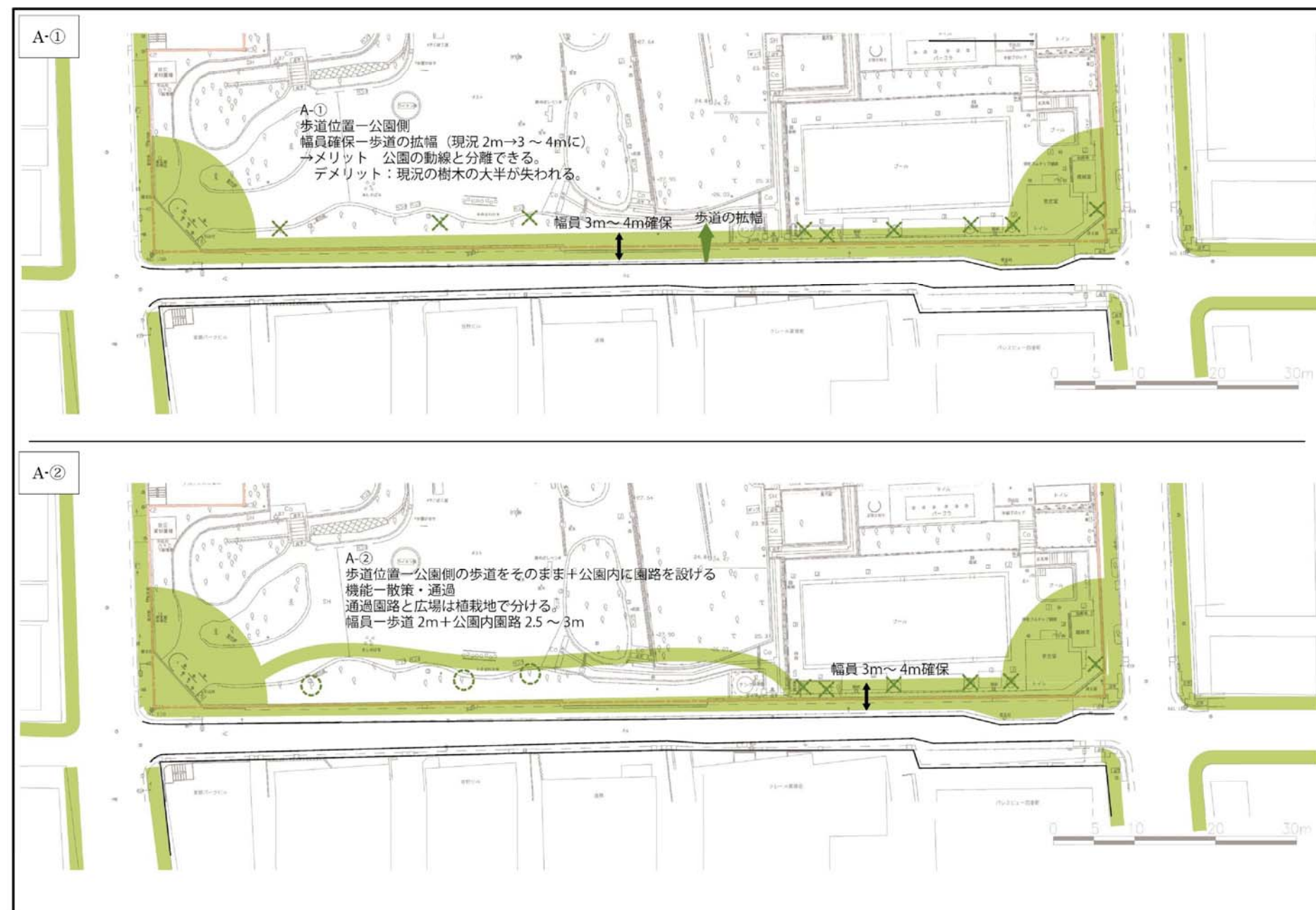
その他	防犯	・子供たちの安全のため、死角のない見守りやすい公園に。 ・夜間時に、暗い場所がある。 ・防犯カメラ 公園に設置できないか？	
	休憩所	・休憩する場所、施設が少ない。	
	喫煙所	・そもそも、喫煙所は必要なのか？ ・遊び場付近には、作ってほしくない。 ・外周に近い場所につくると、煙が上昇し近隣住宅の迷惑。	
	建物	・今のトイレは、防犯上問題。 ・上段の広場（幼児用プール付近）に、子供用のトイレを。 ・雨がしのげる施設が欲しい。	
	工作物	・手すりや柵は、公園らしいデザインに。	
	管理施設など	・排水があふれる状況を、改善してほしい。	
	ソフト的な議論が必要な事項	・ゴミ・落ち葉問題。	

3) ゾーニング計画 ■ 骨格となるゾーニング方針

【全体のゾーニングと動線】



3)ゾーニング計画 ■東郷坂の動線を比較



参考)福祉に配慮した園路などの基準

	千代田区都市公園における移動等円滑化の基準に関する規則
階段	幅120センチメートル以上
	踏面30センチメートル程度、けあげ16センチメートル程度 ※1
	階段の始点及び終点に水平な踊場を設ける 水平部分及び踊場の長さは、150センチメートル以上
出入口	幅は、120センチメートル以上
	車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上
	出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保
通路	幅は、180センチメートル以上
	やむを得ない場合は、120センチメートル以上
	縦断勾配は、4パーセント以下
	やむを得ない場合は、8パーセント以下
傾斜路	横断勾配は、1パーセント以下
	やむを得ない場合は、2パーセント以下
	幅は、120センチメートル以上
	階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上
	縦断勾配は、5パーセント以下
	傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下
	横断勾配は、設けない
	高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を水平に設ける

※1 東京都福祉のまちづくり条例